

◇大阪市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

- 1 犬の登録、鑑札の交付及び届出の受付に関する事務等を専決することができる者の範囲を改めることにしました。
- 2 この規則は、令和7年4月1日から施行することにしました。

(健康局健康推進部生活衛生課)